消防局予防課

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(総務省令)の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 条例に規定する蓄電池設備における規制の単位は、キロワットアワーを用いる。(現行の単位は、アンペアアワー・セル)
- (2) 規制の対象外となる蓄電池設備は、蓄電池容量が10キロワットアワー以下のもの及び一定の出火防止措置等がされた蓄電池容量が10キロワットアワーを超え20キロワットアワー以下のものとする。
- (3) 蓄電池設備の基準を定める規定において、規制の対象となる設備の構造を明確化する。
- (4) その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワットアワー以下(現行は、4,800アンペアアワー・セル未満)の蓄電池設備を除外する。
- (5) 固体燃料を用いた厨房設備(炭火焼き器)に係る離隔距離(可燃物等との間に 設けるべき火災予防上安全な距離)を定める。

3 施行期日

令和6年1月1日